

浄化槽保守点検管理契約書



保守点検管理業務を実施するについて

(以下甲という) と、有限会社川根浄化槽管理センター (以下乙という) との間に次の通り契約を締結する。

契約条項

- 第1条 甲は合併浄化槽の保守点検管理を乙に委託実施させるものとする。
- 第2条 乙は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定する浄化槽の保守点検管理の基準に従い安全な業務を行うものとする。
- 第3条 乙は保守点検を年間12回毎月1回行い完全な槽の機能保持に努める。
- 第4条 乙は有限会社かわね環境と連絡を取り清掃時期の来た浄化槽を速やかに清掃し機能の維持に努める。
- 第5条 保守点検料金は10,500円とする。(消費税別となる。)
- 第6条 この契約の有効期間は1年とし期限満了の1ヶ月前に解約の申し出の無い場合は同一条件にて自動的に更新するものとする。
- 第7条 上記以外の事項については双方協議の上決定する。
上記契約の証として本書2通を作成し当事者押印のうえ各1通を保持する。

令和 3年 2月24日

住 所 静岡県榛原郡川根本町下泉204-5

施設名 セントレー大井川下泉

甲 住 所 静岡県島田市河原1丁目3番42号
有限会社笠井不動産
氏 名 代表取締役 笠井 高 広



乙 住 所 静岡県榛原郡川根本町東藤川1107番地の1
有限会社川根浄化槽管理センター
代表取締役 井 口 晶 彦
電話 (0547) -59-3776

